

介護保険事業所における事故発生時の町田市取り扱い基準

2011年1月1日 施行
2015年4月1日 改正
2017年4月1日 改正
2018年1月1日 改正
2018年6月1日 改正
2018年8月1日 改正
2019年2月1日 改正
2021年2月25日 改正
2021年4月1日 改正
2022年1月1日 改正
2023年7月1日 改正
2024年7月1日 改正

この基準は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかに保険者への報告が行われるよう取り決めたものである。

1 根拠基準等

- (1) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する基準」
- (2) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- (3) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
- (4) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」
- (5) 「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」
- (6) 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- (7) 「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する基準」
- (8) 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- (9) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- (10) 「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- (11) 「町田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要領」

2 対象者

介護保険適用サービスを行う介護保険指定事業所及び基準該当サービス事業所、宿泊サービスを提供する事業所等（以下「事業所」という。）とする。

3 報告の範囲

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故等（以下「ケガ等」という）の発生

- ① 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」とする。
- ② 「ケガ等」とは、死亡事故のほか、転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥、異食、及び誤薬等で、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。ただし、内部で治療を行ったものなど、それ以外の場合においても町田市へ報告を行う方が良いと考えるものについては、必要に応じ適宜報告すること。
- ③ 医療機関を受診した場合であっても、診察または簡易な検査で終わった場合で、その後に問題が生じないと判断されるものについては報告をしないことができる。
- ④ 事業所側の過失の有無は問わない。（利用者側の自己過失によるケガ等であっても、①、②に該当する場合は報告すること）
- ⑤ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、町田市に報告すること。
- ⑥ 原因が特定できない事故についても①、②に該当の場合は報告すること

(2) 食中毒及び感染症の発生

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、以下のもの。

なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

① 1～5 類の感染症（ただし、以下のア～ウの場合とする。）

ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると思われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

② 疥癬

③ 新型インフルエンザ等感染症

④ 新感染症

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）については報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる被害や影響が発生した場合

- ① 利用者が経済的な損失を受けた場合
- ② サービス提供に重大な支障をきたす事柄が発生した場合（利用者の行方不明など）
- ③ 施設で火災が発生した場合

4 報告事項

報告事項は、以下のとおりとする。

- (1) 事故状況（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の概要
- (3) 対象者の情報
- (4) 事故の概要
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 事故発生後の状況
- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策

5 報告の手順

事業所は事故の報告について、以下の手順で行うものとする。

- (1) 事業所は、事故発生後「4 報告事項」(1) から (6) までの項目について、町田市へ5日以内に電子申請にて報告する。**【第一報】**
- (2) 事故処理後、「4 報告事項」の全ての項目について、滞りなく「事故報告書」にて書面報告をする。
 - ・ 事故処理が長期化する場合は、同様式にて適宜中間報告をすること。
 - ・ 用紙に記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、添付すること。
 - ・ 複数の当事者が存在する事故については、当事者ごとに報告すること。ただし、「3 報告の範囲」(2) については、事故の当事者を一覧にしたものを添付することで、当事者ごとに報告したものとみなす。
 - ・ 特に利用者及びその家族の主張がある場合は、必ず別紙に記載し、添付すること。
- (3) 施設サービス事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）において重大な事故等が発生した場合は、東京都にも報告する。東京都へ報告の必要な事例は以下①～③のとおり。

東京都に報告する場合は、電話等により速やかに第一報を行い、その後、町田市へ提出した事故報告書の写しを提出するものとする。なお、個人名や個人の特定につながる情報（住所、生年月日など）は伏せて報告をすること。

 - ① 入所者及び利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
 - ② 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
 - ③ その他、施設・事業所運営に係る重大な事故等が発生した場合

6 報告先

事業所は、報告すべき事故が発生した場合、(1) 及び (2) に報告すること。

また、施設サービス事業所において重大な事故等が発生した場合には、(3) にも報告すること。

- (1) 被保険者の属する保険者（市区町村）
- (2) 施設・事業所が所在する保険者（市区町村）
 - ・ 報告様式については、保険者（市区町村）ごとに決められているため、確認をすること。
 - ・ 利用者個人の情報が含まれるため、その取り扱いに十分注意すること。
- (3) 東京都